

議案第4号

関市犯罪被害者等支援条例の制定について

関市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月18日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

関市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、その権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により直接被害を受けたことを原因とし、^{ひぼう}誹謗中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 関係団体 国、他の地方公共団体、民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする。

4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止に最大限の配慮をして講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、関係団体と相互に連携して犯罪被害者等の支援を実施するために必要な支援体制を整備するものとする。

2 市は、犯罪被害者等のための施策を実施するにあたり、二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、二次的被害の発生防止に最大限配慮し、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、二次的被害の発生防止に最大限配慮し、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるようその就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係団体との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

る。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等の日常生活に支障をきたすことがないように犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に向けた施策を講ずるものとする。

(民間の団体等に対する支援)

第11条 市は、犯罪被害者等を支援する民間の団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わない場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。